



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会社名 **株式会社 マイスターエンジニアリング**

代表者名 取締役社長 西野好彦

(コード番号：4695 東証第二部)

問合せ先 常務取締役 三宮幸一

(TEL：03-5487-8211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、本年6月27日開催予定の第40回定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。
- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(9)～(30) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p><u>(9) 自然エネルギーによる発電施設、設備及び同システムの企画、設計、施工、管理並びに販売。</u></p> <p><u>(10) 自然エネルギーによる発電電力の販売。</u></p> <p>(11)～(32) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第15～19条 (条文省略)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16～20条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第21～41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第22～42条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年6月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成26年6月27日(金)

以上